二　外国商品先物取引業者（商品先物取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第二十二項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者をいう。第四号において同じ。）が、同項第一号及び第二号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、国内にある者（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（第四十一条第三号において「商品投資顧問業者」という。）その他の主務省令で定める者に限る。）の注文を受けて、外国から当該者のために行うこれらの号に掲げる行為（これらの号に規定する取次ぎを行う行為に限り、前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

三　外国商品市場取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者を相手方とし、又は当該者のために行う法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる行為（第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）

四　外国商品先物取引業者が、法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為についての勧誘をすることなく、商品先物取引業者による代理又は媒介により、外国から国内にある者（個人である者を除く。）を相手方として行うこれらの号に掲げる行為（これらの号に規定する媒介、取次ぎ又は代理を行う行為並びに第一号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

五　人的関係若しくは資本関係において密接な関係を有する者として主務省令で定める者を相手方とし、又は当該者のために行う法第二条第二十二項第五号に掲げる行為（第一号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正）

第二条　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第十八項」を「第二条第二十三項」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

第十一条第一項第一号中「商品取引所法施行令」を「商品先物取引法施行令」に、「第二十八条各号」を「第五十六条各号」に改め、同項第二号中「商品取引所法第二条第五項」を「商品先物取引法第二条第二項」に改める。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令の廃止）

第三条　海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第四号。第二十一条において「旧海外商品先物取引法施行令」という。）は、廃止する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第四条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第十九号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第五条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表委託者保護会員制法人の項中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に、「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同表商品先物取引協会の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第六条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二十中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第三項」を「第二条第六項」に改める。

第一条の二十一中「商品取引所法第二条第十九項」を「商品先物取引法第二条第十一項」に改める。

第十五条の二十五第二号及び第十五条の二十六中「商品取引所法第二条第四項」を「商品先物取引法第二条第一項」に改める。

第十八条の四の十第五項の表海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第二条第五項に規定する海外商品取引業者の項を削る。

（貸金業法施行令の一部改正）

第七条　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第一項」を「第二条第四項」に、「同条第十一項」を「同条第十六項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第八条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「（平成十九年法律第二十二号）」の下に「、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）」を、「第二条第二項第十七号」の下に「、商品先物取引法施行令第二十三条第六号、第二十八条第九号及び第五十一条第十号」を加え、「第五条及び」を「第五条並びに」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令の一部改正）

第九条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

八　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第十条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に改め、同条第十号ロを次のように改める。

ロ　商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引

第三条第十号ハ中「若しくは商品指数」の下に「（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）」を、「類似する取引」の下に「（イ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）」を加え、同号ニ中「ロ若しくは」を削る。

第十二条第一号イ中「商品市場」の下に「（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）」を加える。

第百三十二条第四項第二号中「商品取引所法施行令」を「商品先物取引法施行令」に、「第二十八条各号」を「第五十六条各号」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第八項に規定する先物取引及び同法第三百四十九条第六項に規定する店頭商品先物取引等」を「第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引」に改める。

第五条第二号中「、商品先物取引等及び次号に規定する取引」を「及び商品先物取引等」に改め、同条第三号を削る。

（信託業法施行令の一部改正）

第十二条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十三条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九十号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第二百七十一号を次のように改める。

二百七十一　削除